

令和5年第1回多賀城市教育委員会臨時会議事録

- 1 会議の年月日 令和5年2月7日(火)
- 2 招集場所 市役所5階501会議室
- 3 出席委員等 教育長 麻生川 敦 委員 林 幹字
委員 小野 聡子 委員 高田 彩
- 4 欠席委員 委員 樋渡 奈奈子
- 5 説明のため出席した事務局職員
教育部長 佐藤 良彦
次長兼教育総務課長 中野 裕夫
理事兼学校教育監 佐藤 英樹
生涯学習課長 水越 森蔵(秘密会時退席)
文化財課長 内海 年一(秘密会時退席)
- 6 傍聴人 なし
- 7 記録係 教育総務課主査 山形 剛大
- 8 開会の時刻 午後5時
- 9 議事日程
日程第1 議事録署名委員の指名について
日程第2 議事
議案第3号 県費負担教職員の任免等の内申について
日程第3 その他

教育長

ただ今の出席者は4名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第1回教育委員会臨時会を開会いたします。

日程第1 議事録署名委員の指名について

教育長

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第21条第3項の規定により、教育長において、林委員、小野委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 議事

議案第3号 県費負担教職員の任免等の内申について

教育長

それでは、本会議に入ります。

議事に入りますが、本日の議案第3号は人事案件であります。秘密会としたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

異議がないようですので、これより秘密会といたします。

それでは、関係課長以外は、暫時、退室願います。

<生涯学習課長、文化財課長 退室>

(秘密会の会議録については、別途作成)

教育長

それでは、関係課長に入室願います。

<生涯学習課長、文化財課長 入室>

日程第3 その他

教育長

次に、日程第3その他に入ります。各委員等から特に議題としたい事項等がありましたらお願いします。次長。

次長

それでは恐れ入りますが、お手元に1枚もので学校運営協議会の設置等に関する規則の概要の資料をお配りさせていただきました。その内容についてご説明申し上げます。

前回の定例会におきまして、条例改正が必要だということで、学校運営協議会委員の報酬について審議いただいたところです。

今後、次回以降、3月までの定例会において、学校運営協議会の設置等に関する規則を定めることとなります。

つきまして、本日は、当該規則でどういったことを規定するのかということについて、予め委員の皆様方にご説明申し上げるものです。

読み上げの形でかいつまんでお話をさせていただきたいと思います。

規則で整理すべき内容につきましては、大きく3の柱として掲げております。

1点目は、学校運営協議会の組織に関する規定になりますが、これは、まず、協議会は学校ごとに設置すること、設置者は教育委員会であること、ただし、複数の学校で一つの協議会を設置することも可とすること、また、各協議会間で協議する連絡協議会というものを置くことができる、ということの規定したいと考えております。

次に2の学校運営協議会の委員に関することを規定したいと考えております。ここではまず、定数15人以内と考えております。任命に当たっての手続きにつきましては、対象学校長の推薦により、教育委員会が任命する、ということで考えております。

要件でございますが、委員となる方々は、保護者、地域住民、地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者、学識経験者、関係行政機関の職員等から選任すること、と規定いたします。

それから任期でございますが、任期は3年で考えてございます。なお、辞職などにより欠員が生じた場合は前任者の残任期間、また、再任を可とすることなどを規定したいと考えております。

服務上といたしましては、地方公務員という位置付けで考えておりますので、信用失墜行為の禁止や守秘義務を規定したいと考えております。

3つ目の学校運営協議会の諸相事務に関する規定ということで、実際どのようなことを所管するのかということ規定しなければならないと考えております。

一つは、承認事項等に関する規定ということで、これは、校長が基本方針を作成し、これを協議会の承認を得なければならないこと、そして校長は、承認を得た基本方針に基づき、学校運営を行わなければならないことを規定したいと考えております。

裏に行きまして、学校運営等に関する意見の申し出に関する規定、一つは、協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して意見を述べるができるということ、二つ目は、対象学校の職員の任用、これは学校の職員構成であったり、望ましい人材の在り方に関する事などについて、教育委員会に対して意見を述べるができること、三つ目は、学校運営等に関する評価に関する規定で、協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする事、ということの規定したいと考えております。

それから、情報発信等に関する事も規定しようと考えておりまして、協議会

は、学校の運営等に関し、保護者、地域住民らの理解を深め、学校と地域との連携及び協力を推進するため、協議結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする事、施行日については令和5年4月1日となります。

ここに規定すべき内容等につきましては、文部科学省で定めている標準規則にならった形で規定したいと考えているものでございます。

正式な規則につきましては、繰り返しとなりますが、次回以降の定例会で議案としてご審議いただきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

説明は以上となります。

教育長

本日は概要の説明ということになりますが、ご質問、ご意見などはございますか。林委員。

林委員

1点だけ、任期が3年になっていますが、PTAの方だと3年いない場合が結構多いです。それでも任期は3年の方がいいのでしょうか。

教育長

次長。

次長

我々も任期を何年とすべきかということについていろいろと検討しました。と言いますのも、文科省の標準規則では定められておりませんので、自治体の裁量で定めることとなるためです。もっとも、近隣の自治体では1年と定めているところもございますが、逆に言いますと、複数年の任期で学校現場に入ってご意見をいただく、継続性も大事になるのではと考えておりました。

学校の校長先生方にしましても、長年ずっとその学校にいるわけではございませんので、やはり継続性を担保することを考えたときには、任期は複数年とすることが望ましいものと思っております。

ただ林委員ご指摘のとおり、どうしてもPTAの方に対しては3年という拘束性がどうなのかということもありますので、そういった場合につきましては、辞職等があった場合は残任期間で、という対応をしたいと考えておりました。

以上でございます。

林委員

わかりました。ありがとうございます。

教育長

そのほかにご質問などはございますか。

(「ありません」の声あり)

教育長

それではもしなにかありましたら、議案の中でお話しいただければと思います。
よろしくお願ひします。

その他に議題等としたいことはございますか。

(「ありません」の声あり)

教育長

以上で、本日の議案等の審議をすべて終了いたします。

これをもちまして、令和5年第1回教育委員会臨時会を閉会いたします。

午後5時20分閉会

この議事録の作成者は次のとおりである。

教育総務課主査 山形 剛大

この議事録の正確なことを認め、ここに署名する。

令和5年2月27日

多賀城市教育委員会

教育長

印

委 員

印

委 員

印